

議案第38号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

平成29年の人事院勧告に準じて、本市特別職の給与の改正及び、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、農業委員会の報酬の額の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第3条第3項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第3条第3項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第3条 勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

農業委員会	会長	月額 26,500
	委員	月額 19,000

」

を

「

農業委員会	会長	月額 22,000 円に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額
	職務代理	月額 18,000 円に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

」

	農業委員	月額 15,000 円に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額
	農地利用最適化推進委員	月額 12,000 円に、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

」  
に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例の第 1 条、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 3 条の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定に基づき現に農業委員会の委員が在任する場合においては、この条例の規定、この条例による旧条例の廃止又はこの条例による改正後の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(給与の内払)
- 4 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。